

加古川市地域農業再生協議会運営補助金交付要綱

令和6年3月27日産業経済部長決定

（目的）

第1条 この要綱は、経営所得安定対策等の推進活動及び要件確認等に要する経費に対して助成することを目的として、予算の範囲内において加古川市地域農業再生協議会運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添付して市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）に別表3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金の請求）

第5条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を提出しなければならない。

（概算払）

第6条 市長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前に、補助金の全部又は一部を概算払いにて交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日又は経営所得安定対策等推進事業実施要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

別表 1（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	経営所得安定対策等の推進活動及び要件確認等に要する経費に対して助成する。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市地域農業再生協議会
	対象となる経費	加古川市地域農業再生協議会の事業に係る経費のうち、下記の経費とする。 1 謝金 作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費等 2 旅費 本制度の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費等 3 事務等経費 印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除く。）、備品費、賃金（正規職員の超過勤務に対して支払う対価及び臨時雇用者の賃金に限る。）及び共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等 4 委託費 補助事業の対象となる経費に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費 5 助成費 補助事業の対象となる経費に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費
又は額	補助率	10/10
	補助金の額	予算の範囲内

別表 2（第 3 条関係）

申請書添付書類	・ 事業実施計画書 ・ 地域推進活動計画 ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------	--

別表 3（第 4 条関係）

実績報告書添付書類	・ 事業完了報告書 ・ 地域推進活動実績 ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------	--